

2020年7月6日
損害保険ジャパン株式会社

テナント事業者と不動産所有者を支える『家賃プロテクション保険』の販売開始

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、有事の際に採算が悪化して家賃の支払いが難しくなったテナント事業者に対し、不動産所有者が家賃を払い戻した場合に家賃収入減少を補償する、不動産所有者や不動産管理会社向け『家賃プロテクション保険』を開発し、8月1日より販売を開始します。

1. 開発の背景・目的

緊急事態宣言による国民の外出自粛や特定業種事業者への営業自粛要請などにより、事業者は営業の自粛や営業時間の短縮を余儀なくされ、2020年4月におけるテナント事業者の売上高は対前年同月比マイナス76.2%※1となりました。そのような状況のなかで、採算が悪化したテナント事業者は、固定費を減らそうと不動産所有者に家賃負担の軽減を求める動きがありますが、不動産所有者も家賃収入減少による経営悪化を避けるため、応じることが難しいと考えられます。

損保ジャパンは、採算が悪化したテナント事業者と、軽減の求めに応じたことで家賃収入が減少した不動産所有者を支援することを目的として、家賃の払戻しに対応する保険商品を開発するに至りました。

※1. 出典：ショッピングセンター協会HP

2. 保険の概要

（1）補償内容

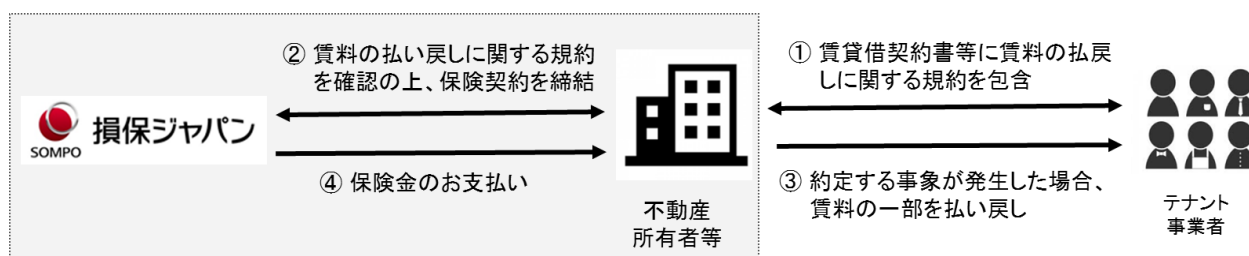
不動産所有者や不動産管理会社（以下、「不動産所有者等」とテナント事業者との間で締結した「賃貸借契約等であらかじめ約定する事象」※2が発生したことで、不動産所有者等がテナント事業者に家賃等の一部を払い戻したことにより減少した家賃収入等を補償します。

※2. 「賃貸借契約等であらかじめ約定する事象」の例

新型コロナウイルス感染者の発生により、行政機関等から店舗の消毒指示を受け、営業を休止するなどしたことでテナント事業者の収入が減少した場合。

（あらかじめ約定する事象の内容については、損保ジャパンによる事前の確認を必要とします。）

■『家賃プロテクション保険』の仕組み



(2) 保険契約者
不動産所有者等

(3) 保険始期日
2020年8月1日以降

3. 今後の取組みについて

損保ジャパンは『家賃プロテクション保険』により、テナント事業者と不動産所有者等を支援することで、安心・安全な社会づくりに貢献していきます。